

インボイス登録は来年9月まで可



登録は慎重に検討を

国税庁は「来年10月からインボイスの登録を受けるには来年3月末までに申請手続きを」と、宣伝を強めています。

インボイスの登録をするかどうかは、事業者が判断して決めることですが、元請などの要請で半ば強制される事案もでています。

免税業者が取消しに

これまで売上が1000万円以下の場合、消費税の申告は必要ありませんでしたが、登録をすると課税事業者となり多額の納税額が発生しかねません。

インボイスの経過措置や特
例などを十分に活用するこ
とが求められます。

登録なくとも8割控除

インボイスの登録がなくても3年間は、課税仕入の80%が控除可能です。さらに次の3年間は50%控除ができます。課税事業者からの登録の要請には、これらのことを伝えてみることも大切です。

登録は税務署ではない

インボイスの登録先は管轄する税務署ではなく、「関東信越国税局インボイス登録センター」で、所在地は春日部市となりますから注意が必要です。

県共済会が学習
交流会を開催

茨商連共済会は11月20日、つくば市内の施設を会場に学習交流会を開催。県内民商から16人が参加しました。新藤保男理事長の開会で始まり、共済制度・実務について日立民商の増井事務局長がやさしく説明。また、現在全県ですべている大腸がん検診の取組みに等ついで討議し交流しました。

県・事業継続臨時応援金

- 令和4年（1～10・1～11・1～12月）の売上と令和3年の売上を比較して20%以上減少していること
- 令和3年の売上が120万円以上で給与や年金の収入より多いこと
- 県内在住で納税地が茨城県内であること
- 支給額 一律 10万円 1回限り
- 申請期間 令和4年12月1日より令和5年1月31日

牛久市事業者支援一時金

- 支援額 1事業者 20万円
- 茨城県の事業者支援一時金を受給した事業者
- 市内に事業所があり、納税地が牛久市内であること
- 申請時に事業継続の意思があること
- 市税に滞納がないこと
- 申請期限 令和5年1月31日
- ※ 茨城県の一時金受給者に制限

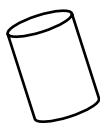
龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金

- 支援額 個人事業者 5万円
法人 10万円
- 令和4年8月8日以前に事業開始
今後も事業継続の意思がある者
- 申請期限 12月16日（金）
- 事業所得者が対象 不動産所得の
場合、5等10室以上 駐車が50
台以上の駐車場

年末調整説明会

- 1月17・18・19日
(火・水・木)
朝10時～午後4時
- 民商事務所 於
- 持参するもの
源泉徴収簿 税務署からの書類 被扶養者の生年月日 国保・年金額の証明書 生・損保の各証明書 その他必要書類 電卓 筆記具

**大陽がん検診容
器をまだ、未提出
の方は、早めの提
出にご協力をお願い
します。**



事務所は30日から翌年4日まで休みです

建設国保の加入は民商で

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が
(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆会員・配偶者は無条件加入
- ◆月1000円で入院1日3000円
- ◆3日以上入院で120日分まで給付
- ◆75才で長寿祝金（65才未満加入）